

安島防災備蓄倉庫ほか 173 施設電力需給仕様書

1 概要

- (1) 対象施設： 「別表」 のとおり
- (2) 需給場所： 「別表」 のとおり
- (3) 契約業種： 「別表」 のとおり

2 仕様

(1) 電気方式、受電電圧、計量電圧、標準周波数

- ア 電気方式 「別表」 のとおり
- イ 受電電圧 「別表」 のとおり
- ウ 標準周波数 60Hz

(2) 契約電力、予定使用電力量

- ア 予定契約容量 「別表」 のとおり
(一部変更する可能性がある。変更については協議とする。)
- イ 予定使用電力量 (1年間) 2,775,177kWh
(3年間) 8,325,531kWh
詳細は「別表」 のとおり

(3) 力率 「別表」 のとおり

(4) 供給期間

令和7年4月の検針日から令和10年4月の検針日の前日まで

(5) 需給地点、電気工作物の財産分界点、保安上の責任分界点

引込線第1支持点の支持がい子の負荷側接続点

(6) 電力量の検針

- ア 検針装置 別表の通り
- イ 電力会社の検針方法

通信線設備を通じて自動検針及びその他計器による訪問検針を基本とするが、検針方法については問わない。ただし、財産については四日市市内を接続供給区域とする旧一般電気事業者のものとする。

(7) その他事項

その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他供給条件については当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める標準供給条件（基本契約要綱）による。

3 その他特記事項

- (1) 入札書の記載にあたっては、力率・使用電力量などによる割引がある場合はそれらを踏まえた単価を設定するものとし、その場合は適用条件を内訳書特記事項欄に記載すること。また、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー発電促進賦課金については考慮しないこと。
- (2) 電力供給における料金その他を計算する場合の単価及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、別表にそれぞれ記載のものとし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入する。
 - ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
 - エ 基本料金、電力量料金の契約単価は税込価格で小数点以下第二位までとし、その端数は切り捨てる。
 - オ 消費税及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (3) 毎月の請求書は、各施設担当部署（詳細は請求先一覧参照）に送付すること。また、請求時において、施設毎の契約電力、最大需用電力、電力使用量の月別及び日別データを、エクセル様式又はCSV様式の電子データで提出もしくはWeb閲覧ダウンロードサービス等により無償で提供すること。この際、エクセル様式又はCSV様式で提出する場合は、施設担当部署及び行財政改革課にデータを提供すること。
- (4) 契約期間中も四日市市電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める入札資格を満たしているか（四日市市電力調達に係る環境配慮方針 別表1「四日市市環境に配慮した電力調達契約評価基準」における合計が70点以上）を確認するため、毎年、「四日市市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を市に提出すること。
- (5) 契約期間中に対象施設において統廃合や運営形態の変更があった場合、当該施設の契約プランを変更または廃止する場合がある。（現時点で対象となる施設はありません。）また、契約期間中に市から新たな施設の追加の申出があった場合は、市と電力需給者と協議するものとする。
- (6) 経済状況等の著しい変動その他の特別な事業が生じた場合には、協議の上、契約単価等を変更することができる。
- (7) 個人情報の取り扱いに関する事項
この契約による業務を行うに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める『個人情報取扱注意事項』を遵守すること。
- (8) 暴力団等不当介入に関する事項
 - ア 契約の解除
四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

イ 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- ① 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- ② 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- ③ ①②の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(9) 障害者差別解消に関する事項

ア 対応要領に沿った対応

(ア) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(イ) (ア)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

イ 対応指針に沿った対応

上記 ア に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

- (10) この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書の内容に疑義が生じたときは、市、電力需給者が協議して解決するものとする。